



師走の候、組合員の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

海外においては、イスラム国とテロ多発のニュースが多く取り上げられ話題となり残念で痛ましいことです。また、経済面では米国のゼロ金利解除が行なわれ、米国経済は堅調さを示しているが、新興国の減速に懸念がある等々、来年を睨んで話題となっております。

タクシー業界ではライドシェア問題が一番の懸念材料になっています。次期通常国会で道路運送法の改正を求めている楽天の三木谷浩史会長兼社長は政府の産業競争力会議の傘下にある実行実現点検会合(座長：甘利明経済再生担当相)に「IT利活用の促進とシェアリングエコノミー促進に向けて」と題する意見書を提出し、その中で楽天が出資しているリフト社や、ウーバー等を含む世界のライドシェア事業者が各国で高い評価を受けているとアピールするとともに、シェアリングエコノミーの推進に当って民泊と白タク解禁について「新たな制度設計を行ない、事業法改正等所要の措置を次期国会で行なうべきだ」と提言している。タクシー業界等から輸送の安全性に問題があると指摘が出ており、国交省も輸送の安全確保がしっかり担保されているとまで言えないとのスタンスを堅持していることに対し、「相互評価システムによる一定の安全性の確保等ができることを十分に加味して、新サービスへの委縮効果を引き起こすような過度の規制にならないよう十分な配慮が必要」と主張している。

政府のIT総合戦略本部(本部長＝安部晋三首相)が、民泊を代表例にライドシェアも含む想定でシェアリングエコノミー(共有型経済)のサービスの出現を支援するIT利活用の法制度案をまとめ、来年1月12日まで意見募集を始めた。

IT総合戦略本部の「情報通信技術(IT)の利活用制度整備検討会」が中間整理案を作成。「シェアリングエコノミーの適正な事業運営を確保する」と掲げた。「遊休資産を活用した不特定多数・一般個人のサービスのため、行政の把握が困難。安心して利用し利便性を享受できる新規サービスに期待」としている。

上記内容を見ると、個人タクシーの将来に危機感を禁じ得ません。全個協の木村会長が主張されている「個人タクシー政治連盟構想」について「今まで譲渡譲受禁止の撤回や事前試験制度の創設に力を頂いた先生が沢山いる。個人タクシーの面倒を見てやるぞという先生にお願い出来る母体を作りたい」「協会や協同組合ではできないところを政治連盟、あるいは促進連盟、推進連盟といった形で任意の団体をつくり情報交換や応援の窓口としたい」と述べています。

個人タクシーとしてライドシェアに対抗するためには、組合員一人ひとりが切磋琢磨して、「安全・安心・快適の個人タクシー」「信頼できる個人タクシー」と世間から言ってもらえるようになるまで努力する必要があります。組合員・役員が一致団結して取り組みましょう。全員でマスターズ「みつ星」を目指し、事故削減目標達成に向かって努力しましょう。組合員各位のご協力を心よりお願い申し上げます。

## 一般報告

### 1. 組合員廃業について

(旭)安部 文治 (72 歳) 平成 27 年 11 月 19 日 譲渡廃業  
(保)高橋 良一 (78 歳) 平成 27 年 11 月 29 日 一般廃業  
(神)金色 忍 (77 歳) 平成 27 年 11 月 30 日 一般廃業

### 2. 新規加入組合員について (平成 27 年 11 月 19 日譲受認可者)

(保)佐藤 邦彦 (47 歳) 〒240-0066 保土ヶ谷区釜台町 34-24  
組合員番号 3833 TEL 341-6915  
譲渡者 (旭)安部 文治 (72 歳) (株)メトロ自動車 常盤台営業所

### 3. 譲渡譲受申請筆記試験合格者について

平成 27 年 11 月申請後試験受験者、4 名は全員筆記試験に合格し、書類審査に入っています。公示(認可発表)は 2 月上旬の予定です。

譲渡者	年齢	譲受者	年齢	住所・勤務(出身)会社
(保)新島 實	75	おきもと 沖本 晴彦	62	磯子区中浜町 12-4 1-101 (株)富士タクシー
(旭)橋本 利廣	66	とくえ 徳江 栄佐	35	保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町 165-6-308 平和交通(株)
(神)内野 隆毅	72	ほさか 保坂 良一	55	神奈川区松見町 1-30-12 港北交通(株)
(磯)平井 輝雄	61	いえもと 家本 照雄	54	瀬谷区阿久和東 3-28-5 日本交通横浜(株)

### 4. 個人タクシー事前試験合格者について

平成 27 年 11 月の事前試験には 10 名が合格しています。その内 4 名の方が申請資格を既に有していますので、譲渡希望の組合員は総務へご連絡下さい。

### 5. 組合職員退職

町田 秀美 平成 27 年 12 月 15 日 依願退職

### 6. 組合職員辞令

関根 温史 平成 27 年 12 月 15 日 本採用

### 7. 支部新年会助成金について

12 月末日現在在籍者 1 人 1,000 円で換算し、1 月 6 日(水)に各支部口座へ振込致します。  
※ 1 月 5 日(火) 支部長各位に年頭のご挨拶文をお渡し致します。

### 8. 組合事務所の年末年始 部署別 日程及び対策

#### ① 組合事務所休業について

平成 27 年 29 日(火)から平成 28 年 1 月 4 日(月)まで休業  
平成 28 年 1 月 5 日(火)より平常通り、(注:2 階の CD 機は 10 時から)

② 年末年始の無線配車業務について

- (1) 年末年始も年中無休で24時間営業を致します。
- (2) 1月1日(金)～1月3日(日)は休日扱いとなります(予約奇数偶数なし)。
- (3) 上記以外は通常通りの配車と致します。
- (4) 12月10日(木)～12月31日(木)の間は私用コール及び不必要な電話を無線室に掛けることは禁止と致します。
- (5) 30番について、12月31日(木)～1月3日(日)の間は会社休業につき閉館です。

③ 年末年始緊急事態発生の場合について

- (1) 緊急事態発生の場合(タクシー強盗等)移動局が無線センターに緊急事態発生をコールする方法  
※ 車両の緊急ボタン(非常灯スイッチ)を入れる。
- (2) 無線センターは緊急事態の報告受信時には、即、応答し適切な措置をとる。警察に連絡するとともに、携帯電話所持の無線委員・理事等の移動局に緊急連絡し応援を要請する。

④ 年末年始の交通事故への対応について

応援が必要な場合は無線室へ連絡し依頼する。

加害事故の場合、東京海上フリーダイヤル Tel 0120-119-110 に電話し報告をする。夜間休日24時間対応です。

⑤ 年末年始の換金日のお知らせ

※ 年末は12月28日(月)までです。

「りそな銀行」・「郵便局」とも振込は9時～16時まで受付けます。

**「りそな銀行アンサー」は14時まで受付けます(※ 終了が1時間30分早いので注意)**

※ なるべく振込での換金にご協力お願い致します。

12月28日(月)の振込で換金した場合は下記を参考にして下さい。

「りそな銀行」の振込は平成27年12月29日(月)に引き出せます。

「郵便局」の振込は平成28年1月5日(火)に引き出せます。

急ぐ場合は「りそな銀行」アンサーで換金。(12月28日(月)は14時まで)

※ 組合事務所の仕事始めは……1月5日(火)です。

(組合2階のCD機は10時からの稼働となります。)

⑥ 12月分賦課金等の納付期限について

※ 賦課金等の振込は12月25日(金)までをお願いします(ネットバンキングの場合には27日(日)までをお願いします)。25日(金)までに間に合わない場合は28日(月)に組合の窓口で16時まで納付をお願いします。

※ 平成27年12月分の賦課金等の納付期限については、年内の換金に間に合わなかった方のために、平成28年1月5日(火)までと致します。

※ 自動引落としにされている方で12月22日(月)までに間に合わなかった場合は、平成28年1月5日(火)までに組合窓口で納付して下さい。

9. 協力企業の年末年始休業状況

同封して配布致します。



## 外部報告

### 1. 県協会 UD研修の実施について

高齢者人口の増加に伴い、タクシードライバーとして高齢者・障害者への基本的知識や技術を身につけて的確な対応が求められます。

UD研修はすでに法人業界において全員受講を目的に進められております。個人タクシーでも譲渡譲受による新規参入者においても全員の受講が義務付けられております。

このことから、県協会においてもUD研修を本年度の事業計画に盛り込んだところであり、会員事業者全員の受講を計画しておりますので、受講参加をお願いします。

UD研修を受講することにより、高齢者・障害者への基本的知識や技術を身につけることになり、利用者へ質の高いサービスの提供をすることにつながります。

県協会UD研修の日程

第1回 平成28年2月9日(火) 9:30~17:30

第2回 平成28年2月16日(火) 9:30~17:30

開場 神奈川公会堂

費用 約4,000円全額を県協会が負担し昼食が支給されます。

参加者 神奈川個人タクシー協同組合への割り当て人数 各回7名(計14名)

- ※ 県協会の初回のUD研修会となります。今回は組合の理事監事を主体に出席者を割り振り致しました。次回より、組合員の方にも多数の方に参加をお願い致します。最終目的は組合員全員がUD研修を受けた事業者となることです。

### 2. 県協会 事業者講習会

日時 平成28年2月22日(月) 13:30~15:45

会場 吉野町プラザ(定員200名)

参加者 神奈川個人タクシー協同組合への割り当て人数 45名

テーマ KYTを主とした事故防止((独)自動車事故対策機構)  
接客サービス講習会(県協会)

- ※ 中核リーダーを中心に出席者を募ります。奮ってご参加下さい。

### 3. 「接客マナーコンテスト」神奈川大会出場者募集中

平成28年2月4日(木) 神奈川県準本選会 (神奈川公会堂)

平成28年3月25日(金) 関東支部本選会 (関東支部)

- ※ 出場者募集中です。

### 4. 平成27年度行政との意見交換における意見要望事項の提出について

関東運輸局に、個人タクシー営業に関する意見要望があれば文書にて提出して下さい。

- ※意見・要望締切 平成28年1月5日

### 5. 羽田空港内「暫定ルール」の継続について

平成27年12月16日

神奈川タクシーセンター指導課

羽田空港内における神奈川タクシーにつきましては、年々利用客の増加とともにタクシー稼働も上昇しており、国内線・国際線神奈川タクシー乗り場においては今だ配車不足が生じているのが現状です。この度、平成27年12月14日「第2回羽田空港タクシー委員会」において、下記暫定ルールについては当面の間、継続することが決定致しましたのでご報告いたします。

## 【国内線】 暫定ルール

### 記

- ① 15 時以降に車両不足が発生した場合、臨時応援車両として計画配車板を持たない車両の入構を認めるものとする。  
但し、臨時応援車両は国内線計画配車入構法人タクシー事業者であり、また国内線計画配車入構個人タクシー組合に所属する事業者であること。
- ② 区域外営業行為に対する罰則（別紙）（H26. 8. 1～）

## 【国際線】 暫定ルール

- ① 曜日、時間を問わず車両不足が発生した場合、臨時応援車両として計画配車板を持たない車両の入構を認めるものとする。  
但し、臨時応援車両は国際線計画配車入構法人タクシー事業者であり且つ優良法人タクシー事業者であること。 また国際線計画配車入構個人タクシー組合に所属するマスター（みつ星）事業者であること。
- ② メール配信による臨時応援車両は、メール配信後 30 分以内に待機場に入構した車両は無条件で待機可能とする。但し、向かったが 30 分を過ぎてしまった場合は、待機場内に待機車両が 5 台未満の場合のみ待機可能とし、5 台以上の場合は退出すること。（H27. 10. 15～）
- ③ 区域外営業行為に対する罰則（別紙）（H26. 8. 1～）
  - \* 臨時応援要請の場合、翌日までにセンター指導課宛「臨時応援報告書」を FAX すること
  - \* 尚、国内線につきましては、特に午前中において配車不足が多く発生しておりますので積極入構をお願い致します。  
事業者ならびに運転者の皆様には「暫定ルール」を再確認いただき、周知徹底の程お願い申し上げます。

以 上

## 別 紙

羽田空港内区域外営業行為に対する罰則等について（暫定）  
（平成 26 年 8 月 1 日出庫より適用）

1. 区域外営業行為 1 回目  
計画配車板の一時返却・・・1 か月  
当該運転者は 1 年間の羽田空港入構禁止。
  2. 区域外営業行為 2 回目  
計画配車板の一時返却・・・2 か月  
当該運転者は 1 年間の羽田空港入構禁止。
  3. 区域外営業行為 3 回目  
計画配車板の一時返却・・・3 か月  
当該運転者は 1 年間の羽田空港入構禁止。
- ※ 計画配車板一時返却中の計画配車料の負担金はお支払い頂きます。
4. 区域外営業行為未遂（発車前に区域外営業行為が判明した場合）当該運転者は 1 か

月間の羽田空港入構禁止。

この場合、東京タクシーセンターの指導員より出構指示があった場合はすみやかに従うこと。(当日の再入構は禁止とします)

5. その他の苦情・トラブル等で東京タクシーセンター指導員が駆けつけ出構指示があった場合もすみやかに従うこと。ただしこの場合は出構後再び待機場に入構することは禁止しない。

上記事案につきましては、東京タクシーセンターより映像提供等を受け、神奈川タクシーセンターが厳正な調査を行い事実関係が判明した場合において適用いたします。

また区域外営業行為の情報がございましたら神奈川タクシーセンターまでご報告お願い致します。

神奈川タクシーセンター 羽田空港タクシー委員会

## 6. 障害者差別解消法の施行に向けた関係者への通知について

### 【一般乗用旅客自動車運送業関係】

#### 1 対象事業

一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業）を対象とする。

#### 2 具体例

##### (1) 差別的取扱いの具体例

- ① 正当な理由がなく、不当な差別的取扱いにあたりと想定される事例
  - ・ 車いす使用者、白杖使用者等外見上障害者と認識して止まることなく、乗車を拒否する。又は障害者と認識した時点で、乗車を拒否する。
  - ・ 身体障害者補助犬法に基づく盲導犬、聴導犬、介助犬の帯同を理由として乗車を拒否する。
  - ・ 障害者割引に対して、割引タクシー券の利用や領収書の発行を拒否する。
- ② 障害を理由としない、又は、正当な理由があるため、不当な差別的取扱いにあたりと考えられる事例
  - ・ 合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者に障害の状況等を確認する。
  - ・ 車いすの乗車設備、固定装置等がない車両の場合、車いすを使用したままの乗車を断る。
  - ・ セダン式タクシーの場合、手動車いすや簡易電動車いす等の折りたたみ可能なものは、法令等の基準内においてトランクに（ひも等で縛り）積載が可能であるが、大型電動車いす等の折りたたみが不可能なものについては積載できないため、乗車を断る。
  - ・ 車いすからタクシー座席への移乗等にあたって、介助人がおらずタクシードライバーだけでは対応ができない場合は乗車を断る。
  - ・ 駐停車禁止除外標章等の交付を受けていない車両において、駐停車禁止場所での乗降や、車両を離れての介助行為等道路交通法等の法規制に抵触するサービスの提供を断る。

##### (2) 合理的配慮の提供の具体例

- ① 多くの事業者にとって過重な負担とならず、積極的に提供を行うべきと考えられる

## 事例

- ・ 障害者のタクシーへの乗降時の補助、車いす等の大きな荷物のトランクへの収納の手助け等を行う。
  - ・ 自身でシートベルトを装着することができない障害者の方の場合、乗車時にシートベルトの装着と装着確認をタクシードライバーが行う。
  - ・ メモ等筆談により対応を行う。
- ② 過重な負担とならない場合に、提供することが望ましいと考えられる事例
- ・ タクシードライバーが高齢者や障害者等の特性を理解した上で、適切な接遇・介助を行うことを目的とした「ユニバーサルドライバー研修」を、全てのタクシードライバーが受講することが望まれる。

## 7. フランス・パリで発生した連続テロ事件を踏まえたテロ対策の徹底について

- ① 始業・終業時等における車内の点検
- ② 営業所・車庫内外の巡回
- ③ 終業後のドアロックの徹底
- ④ 車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- ⑤ 乗客への不審物発見に関する協力要請の実施
- ⑥ 不審者情報等の警察への情報連絡の徹底
- ⑦ テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備
- ⑧ テロ発生時における運行の調整

## 8. 年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

### ① 実施期間

平成 27 年 12 月 10 日(木)～平成 28 年 1 月 10 日(日)

期間中は年末年始の輸送等に関する安全総点検の黄色いリボンを付けて下さい。

### ② 実施事項

下記、実施細目について、事業所に垂れ幕、立て看板等を掲出し安全総点検の趣旨の徹底を図ります。

### ③ 【重点点検項目】

- ・ 健康管理体制の状況
- ・ 過労運転を行わせないための安全対策の実施状況
- ・ 飲酒運転や薬物運転を行わせないための安全対策の実施状況
- ・ 死傷事故等を防止するための安全対策の実施状況

### ④ 【点検項目】

- ・ 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況  
(運転免許証の携行・有効期限の確認)  
(適正診断結果を活用した指導・監督)  
(薬物使用防止に対する指導・啓発活動)
- ・ 自然災害・事故・事件等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況  
(自然災害・事故・事件等発生時における対応措置を整備・構築)  
(自然災害・事故・事件等発生時において、連絡通報体制・避難誘導體制が機能する実践的訓練)  
(緊急対応マニュアルにある速報対象となる事故・事件が発生の場合は支局緊急連絡担当へ速報)

- ・ テロ防止のための警戒態勢の整備状況、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況  
(始業・終業時における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回実施)
- ・ 新型インフルエンザ対策の実施状況  
(マスク着用による咳エチケット等の呼びかけ、うがい、手洗い、手指消毒の徹底)  
(インフルエンザ等の流行に備え、対応方法を予め定める)

## 9. 「飲酒運転根絶強化月間」の実施について

横浜市 交通安全対策協議会

期 間 平成27年12月1日(火)～12月31日(木)の1カ月間

目 的 依然として後を絶たない悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を市民総ぐるみで展開します。

スローガン **乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者**

- 重 点
- 1 飲酒運転の根絶の周知徹底と広報啓発
  - 2 飲酒運転を助長する環境の根絶
  - 3 ハンドルキーパー運動の推奨

態様	懲役	罰金	基礎点数
酒酔い運転	5年以下	100万円以下	35点
酒気帯び運転 (0.25mg以上)	3年以下	50万円以下	25点
酒気帯び運転 (0.25mg未満)	3年以下	50万円以下	13点
呼気検査拒否	3ヶ月以下	50万円以下	—

※平成21年6月1日、改正道路交通法施行により酒酔い運転等の基礎点数の引き上げ及び運転免許取消後の欠格期間が延長されました。

※アルコール検知器は監査対象項目で、故障・電池切れ状態に注意し、常時検知出来る状態で装備して下さい。

## 10. 年末の交通事故防止運動について

横浜市 交通安全対策協議会

期 間 平成27年12月11日(金)～12月20日(日)の10日間

目 的 年末になると、交通量や飲酒の機会が増加し、交通事故が多発することから、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通して、交通事故防止の徹底を図ります。

スローガン 無事故で年末 笑顔で新年

- 重 点
- 1 飲酒運転の根絶
  - 2 歩行者(特に高齢者)と自転車の交通事故防止
  - 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

## 11. 神奈川タクシーセンターよりお知らせ

平成28年1月度、2月度、3月度の指導計画

平成28年1月度、2月度、3月度の指導計画としては、各地区における違法付け待ち行為等の防止・指導を強化すると同時に車内喫煙、乗り場・待機場での喫煙行為のマナー違反等、迷惑行為についての指導もあわせて行います。

### 1月の指導重点地区

1. 横浜駅周辺地区における違法付け待ち行為および道路運送法に違反する行為の防止および指導。
2. 羽田空港車両不足等の防止および乗り場ルール of 徹底についての指導。
3. 上大岡駅周辺地区における違法付け待ち行為の防止および指導。(夜間)
4. 横須賀中央駅日の出町交差点における違法付け待ち行為および道路運送法に違反する行為の防止および指導。

\*その他の地区についても必要に応じ街頭指導を実施。

### 2月の指導重点地区

1. 横浜駅周辺地区における違法付け待ち行為および道路運送法に違反する行為の防止および指導。
2. 鶴見駅周辺地区における違法付け待ち行為および迷惑行為の防止および指導。
3. 川崎駅周辺地区における違法付け待ち行為の防止および指導。
4. 横須賀中央駅日の出町交差点における違法付け待ち行為および道路運送法に違反する行為の防止および指導。

\*その他の地区についても必要に応じ街頭指導を実施。

### 3月の指導重点地区

1. 横浜駅周辺地区における違法付け待ち行為および呼び込み・乗車拒否等の道路運送法に違反する行為の防止および指導。
2. 川崎市内全般における違法付け待ち行為および呼び込み・乗車拒否等の道路運送法に違反する行為の防止および指導。
3. 京急久里浜駅周辺地区における違法付け待ち行為の防止および指導。

\*その他の地区についても必要に応じ街頭指導を実施。

## 12. 桜木町駅喫煙エリアについて

この度、桜木町駅前タクシー乗り場に「桜木町駅タクシー乗り場喫煙所(平成 27 年 12 月 10 日(木)午後 12 時に供用開始)」が設置されました。

周辺での喫煙者(違反者)に対する罰則(過料 2,000 円)適用を徹底すると通知がありました。喫煙禁止地区で喫煙する際は、喫煙所で喫煙されますようお願い致します。

神奈川タクシーセンター施設管理課

横浜市資源循環局業務課地域連携推進担当課長

## 無線営業部報告

### 1. 11 月度無線配車状況

	受注数	配車数	不能数	配車率
本年度	6396 件	4171 件	2225 件	65.21%
前年度	6040 件	4362 件	1678 件	72.21%
増減数	+356 件	-191 件	+547 件	
対 比	+5.89%	-4.37%	+32.59%	

※ 30 番 11 月度配車状況 11 月 1 日～11 月 30 日 912 台

2. 11 月度新規契約状況 0 件

3. チケット無効公告 4 件

- ①1 契約先名称 有限会社 ミニミニカンパニー  
2 住 所 横浜市南区別所 2-27-32  
3 電話 番号 045-875-0232  
4 お客様コード No6391-000  
5 チケット番号 No0090053-02~20  
6 チケット枚数 19 枚  
7 チケットの色 グリーン  
8 倒 産 上記の企業が、平成 27 年 11 月 11 日を以って倒産致しましたので共通利用無効をご通知いたします。  
横浜個人タクシー協同組合
- ②1 契約先名称 横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ  
2 住 所 横浜市西区北幸 1-3-23  
3 電話 番号 045-411-1150  
4 お客様コード No0016-100  
5 チケット番号 No78096  
6 チケット枚数 1 枚  
7 チケットの色 ピンク  
8 紛 失 上記チケット契約者が、平成 27 年 11 月 19 日付けを以って紛失致しましたので共通利用無効をご通知いたします。  
神奈川個人タクシー協同組合
- ③1 契約先名称 正和株式会社  
2 住 所 横浜市中区山下町 195  
3 電話 番号 045-671-1778  
4 お客様コード No1889-000  
5 チケット番号 No0082369-04  
6 チケット枚数 1 枚  
7 チケットの色 グリーン  
8 紛 失 上記のチケット契約者が、平成 27 年 11 月 24 日付を以って紛失致しましたので共通利用無効をご通知いたします。  
横浜個人タクシー協同組合
- ④1 得意先名称 横浜市緑の協会  
2 住 所 横浜市中区日本大通り 58-2F  
3 電話 番号 045-228-9420  
4 お客様コード No6182-001  
5 チケット番号 No0082432-08  
6 チケット枚数 1 枚  
7 チケットの色 グリーン  
8 紛 失 上記のチケット契約者が、平成 27 年 11 月 24 日付を以って紛失致しましたので共通利用無効をご通知いたします。  
横浜個人タクシー協同組合

#### 4. 11 月度苦情報告 4 件

##### ① 神奈川タクシーセンター

###### 1) 保土ヶ谷支部組合員

指導内容

平成 27 年 11 月 20 日(金) 19 時 40 分

横浜市 横浜駅東口 タクシー待機場

該車は上記場所に於いて、待機場内禁煙にも拘わらず喫煙をしていた為、指導した  
もの。

回答

電話にて注意しました。

###### 2) 南支部組合員

指導内容

平成 27 年 11 月 27 日(金) 15 時 30 分

横浜市 東戸塚駅東口 タクシー待機場

該車は上記場所に於いて、待機場内禁煙にも拘わらず喫煙をしていた為、指導した  
もの。

回答

電話にて注意しました。

###### 3) 港南支部組合員

指導内容

平成 27 年 11 月 27 日(金) 20 時 36 分

横浜市 根岸駅 タクシー待機場

該車は上記場所に於いて、ティッシュペーパーをポイ捨てしていた為、指導したも  
の。

回答

組合にて注意しました。

###### 4) 神奈川支部組合員

別記

##### ② お客様からのお礼 (カード・電話) 3 件

###### 1) (金沢) 清水 修 組合員

体の動きが痛みの為 自由にならない私を 大変ご親切にして下さいました。

又、息子が厚手のコートを着ており、暑いからと窓を開けて風を入れて下さいまし  
た。ありがとうございました。

###### 2) (金沢) 倉井 隆司 組合員

この運転手さん ていねいでした またお願いしたいです。

###### 3) (港南) 廣野 金男 組合員

大変親切に対応して頂き心より感謝して居りますありがとうございます。

今後共どうぞ宜しくお願い申し上げます。

##### ③ 神奈川支部員の件 別記

###### 理事会での審議

当該組合員に理事会への出席と弁明を求めましたが家族の用件のため出席されま  
せんでした。当該組合員は平成 26 年 3 月 16 日及び 8 月 19 日に表示灯の 90 日使用  
停止処分を実施しています。更に平成 27 年 9 月 25 日 3 回目の表示灯の 90 日使用

停止処分を実施中でありますが更に2件の苦情が発生しました(11月発生は1件)。

- A) 平成27年10月15日×××駅にてご乗車のお客様より苦情  
△△先の〇〇〇と伝えると「え?どこ?」「〇〇〇か～」と態度が悪い。  
降車場所が△△と〇〇〇との境目なのだが「ここは〇〇〇ではない」と言われた。  
仏像の絵のシートカバーをしていて癖のある人、何回か利用して出来れば乗りたくなかったが、そうもいかず利用した。  
今回は特にひどく、抑えられずに電話した。個人タクシーの認可を取り上げることは出来ないのか?  
くれぐれも特定されないように、きちんと指導して下さい。(お客様の要望で地名等を△△・〇〇〇で表しました)
- B)平成27年11月27日(金)23時30分~40分頃  
スピード出し過ぎ、一般道なのにスピードメーターは80km~90kmになっていた。  
何度も急ブレーキをかけられて気持ちが悪くなり吐きそうになった。  
返金してほしい訳ではないが必ず注意してほしい。  
耳が遠いようで行先を何度も聞かれた。

#### 理事会での決議事項報告

理事会では上記2件の苦情及び既に現在3回目の「表示灯(でんでん虫)90日使用停止処分中であること、更に前回の通知事項として処分期間中に再度苦情が発生した場合は延長等について再審議すると通知してあることを踏まえ審議致しました結果、当該組合員の多過ぎる苦情は神奈川個人タクシー協同組合の信頼を損ない、名誉を汚し、組合の事業の発展を阻害していると判断し、個人タクシー事業運営適正化規約に基づき、誓約書及び表示灯(でんでん虫)90日の使用停止処分延長とすることを決議しました。90日の期間に苦情が再発生する場合には、更に処分期間の延長等再審議を行なう事を決議し通知致しました。

### 5. 今後の30番の配車方法について

#### ①登録方法の変更

今後は操作器による順番登録にしたいと思います、音声は使用致しません。

順番の変更は、一切致しません(登録順に移動して下さい)。

登録は、手順通りに確実に行って下さい。

#### ②手数料のカウントについて

尚、30番の配車手数料及びカウント方法について、音声を使用しない登録ですとカウントが正確でないため、手数料及びカウント方法については継続して検討していますが、1月度については手数料を徴収しない予定です。

※今後の、操作方法・登録場所・注意事項を書面にして、配布致します。

実施は平成28年1月4日と致します。

### 6. 25番車両・26番車両及び30番入構車両の見直し要望について

組合員より申し入れがありました車両の見直し要望について、半年前の支部会より25番車両・26番車両の見直しを申し出ていたが一向に見直しされないと速やかな審議を求められました。

理事会では、ベンツ:ジーゼルエンジン2,200ccについて30番入構車両として承認し、12月18日より入構可と致しました。

※25番車両・26番車両の基準はこれまで排気量・使用年数により決められていました。排気量・使用年数以外の要素を加味して基準・ルール決めを行う必要があります、規定・基

準・ルール等についての変更には十分な審議と配慮が必要になります。  
 また、事前に全ての車両をチェックして可否を決めておくのは難しいことでもあります。  
 迅速な判断を求めたい組合員の方は申し出て頂ければ理事会に於いて個別の車両について  
 の審議を致します。

7. 11 月度無線機 275 台 空台数 0 台

財政部報告

1. 11月分までの賦課金等未納状況

12月16日11:40時現在

未納者0支部 なし

未納者 68 名 10,768,965 円

2. 未納者への督促及び対策について

(12ヶ月未納者) 高本敏之

( 8ヶ月未納者) 大城豊晴

( 6ヶ月未納者) 中澤元春

( 5ヶ月未納者) 横溝浩一、富田秀

( 4ヶ月未納者) 鈴木光雄、山本道彦、松島修一

( 3ヶ月未納者) 北川正仁、金子清、嶋幸雄、鈴木均、尾倉洋一、阿部達夫、田代博  
 山本正根、青木昇、飯島貢

支払い義務はすみやかに遂行していただくよう各支部長からもご指導のほどよろしくお  
 願いします。

3. 平成27年11月度、換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
H.27年11月分換金額	12,466 枚	93,965,718 円	7,537 円
H.26年11月分換金額	12,210 枚	90,658,760 円	7,424 円
増減額	256 枚	3,306,958 円	113 円
対比	2.096 %	3.647 %	1.522 %

4. 平成27年11月度、神奈川個人組合員換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
H.27年11月分換金額	10,004 枚	73,659,578 円	7,363 円
H.26年11月分換金額	9,803 枚	70,543,380 円	7,196 円
増減額	201 枚	3,116,198 円	167 円
対比	2.050 %	4.417 %	2.320 %

5. 平成27年11月度、デビット・クレジット・カード会社チケット換金実績

11 月度 (365s台)	枚数	金額	1枚当たり「参考」
デビットカード	1 件	1,090 円	1,090 円
クレジットカード	2,933 件	21,180,239 円	7,221 円
カード会社チケット	2,198 件	17,371,799 円	7,903 円

平成26年 11月度、デビット・クレジット・カード会社チケット換金実績

11 月度 (350台)	枚数	金額	1枚当たり「参考」
デビットカード	1 件	11030 円	11,030 円
クレジットカード	2,232 件	14,972,230 円	6,708 円
カード会社チケット	2,524 件	19,646,820 円	7,784 円

6. 平成27年11月度 神奈川県発行チケット処理<参考資料>

組 合 名	枚 数	金 額	1枚当たり「参考」
神奈川県(窓口)	2,929 枚	18,419,010 円	6,288 円
横浜個人	1,559 枚	11,267,470 円	7,227 円
川崎個人	98 枚	892,880 円	9,111 円
川崎第一個人	18 枚	142,890 円	7,938 円
横須賀個人	53 枚	480,760 円	9,070 円
浜協個人	198 枚	1,444,240 円	7,294 円
県央個人	55 枚	617,370 円	11,224 円
東京個人	432 枚	5,239,290 円	12,127 円
その他	49 枚	221,240 円	4,515 円
合 計	5,391 枚	38,725,150 円	7,183 円

7. 親睦会特別褒賞金の支払及び廃業慰労金、譲渡支援金の徴収について

11月 廃業者

支部	氏名	在籍年数		特別褒章金	廃業慰労金	譲渡支援金	計
		年	月				
旭	湯上正義	12	5	50,000	344,318	159,600	554,218
南	服部民雄	17	5	50,000	442,923	159,600	652,823
旭	安部文治	17	6	50,000	442,923	159,600	652,823
保	高橋良一	24	0	100,000	511,680	0	611,680
神	金色忍	15	9	50,000	442,923	0	492,923

※11月分の廃業慰労金の徴収額は4,099円となり、1月に請求します

※11月分の譲渡支援金の徴収額は900円となり、1月に請求します

8. 帳簿係よりお願い

- ① 10月末に送付しました決算及び所得税に関する報告事項は12月中に提出して下さい。
- ② 1月には税務署から決算書・申告書の用紙、納付書（口座振替の方は無）が届きます。納付書は各自保管して下さい。
- ③ 電子申告をしている方は納付書のみ届きます。（口座振替をしている方は何も届きません）
- ④ 1月中には国民健康保険（支払総額が記入されている）のハガキが区役所から届き、年金をもらっている方は年金事務所から源泉徴収票が届くのでそれぞれ帳簿係に提出

して下さい。

⑤ 12月分の集計表は1月7日（木）までをお願いします

※2F組合員各位のファイルに、28年度用の収支明細表の用紙が入っていますのでご利用下さい。

**8. チケット係からのお願いです。**

クレジット会社の端末器に係わる手続きの処理において、レシートの紛失、サイン洩れ等の不備がありますと代理店である東京個人より日報提出を求められることがあります。スムーズな手続きを遂行する為にも手続き上の不備がないよう注意をお願いします。

**9. 会計課よりCD機定期点検のご案内です**

「りそなグループ用現金自動支払機」につきまして定期点検保守作業を下記の要領にて行いたくご案内致します。

- 日 付 平成28年1月7日(木)
- 所要時間 10:00より約1時間
- 作業担当者 (株) 富士通エフサス